

さし網漁業の許可について

令和4年6月20日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第7号で定めるさし網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 さし網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
まながつお流し さし網漁業	三崎突端と六島東端を 結んだ線以西の香川県 海面	7月1日から 8月31日まで	2	三豊市（粟島）、観音寺、 伊吹に漁業の根拠地を 有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年6月20日～同年6月26日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和4年7月1日から令和4年8月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

(イ) 航路筋では、航行する船舶の妨害をしてはならない。また、夜間標識をつけること。

(ウ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。

(エ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。